

この度は弊社製品をお買い求めいただきましてありがとうございます。  
ご使用前に本書(取扱説明書)をよく読み、製品を安全にお使いください。  
※この取扱説明書については、予告なしに変更することがあります。  
※製品改良のため、予告なく外観または仕様の一部を変更することがあります。

はじめに

- 以下の警告・注意をお読みの上、正しくご使用ください。警告・注意に従わない場合など、誤ったご使用をされた際の事故、故障、破損などにつきましては、設置する機器も含めて当社では一切その責任、保証は負いかねます。
- この取扱説明書は大切に保管してください。

各部名称



1 安全上の注意

警告

- 走行中の運転者による本製品の取り付け、ご使用は大変危険ですとおやめください。
- 走行中、運転者によるスマートフォン、タブレット等の操作及び画面の注視は法律で禁止されています。必ず安全な場所に停止してからご使用ください。
- 本製品の取り付け、ご使用が困難な場合は無理に取り付けたりしないでください。脱落等により破損・事故の原因になります。
- 悪路での機器の取り付けはおやめください。また取り付けた機器とホルダー部のアームを水平に保つように取り付けてください。
- 使用される前に本製品が確実に取り付けられていることをご確認ください。
- ホルダー部の穴や取り付けアームの穴に指を入れると抜けなくなったり、うっ血したりしますので絶対にしないでください。
- 本製品の改造、分解、後加工は絶対にしないでください。故障、破損の原因になります。

注意

- 本体はむやみに引っ張らないでください。
- 走行中の激しい振動で設置した機器が脱落するおそれがありますのでご注意ください。
- 可動部分のネジが緩んだ状態で使用しないでください。
- フレキアームを曲げる場合はドリンクホルダーから取り外して行ってください。またフレキアームを曲げる際は、必ず曲げたい部分を両手で持ち、ゆっくり曲げてください。
- フレキアームの無理な曲げやねじりは本製品の破損、故障の原因となりますのでおやめください。
- 機器は後付ケースの重量も含め、500g以下で使用してください。(使用環境、使用期間、装着面の素材や加工により、耐荷重未満での使用においても落下、破損するおそれがありますので使用中は装着状態をご確認ください)
- 本製品を取り外した際、車種及び取り付け位置によっては、取り付け部分が多少変色したり、日焼けによる取り付け跡が残る場合がありますので、あらかじめご了承ください。

本製品に関するお問い合わせは (トラブルシューティングで解決できないとき)

**本製品に関するお問い合わせは…**  
 ☎ 0570 (039) 710  
 受付時間/AM10:00~PM5:30月曜日~金曜日(祝日休業)  
 〒273-0016 千葉県船橋市潮見町6-1

2 お取り付け・ご使用方法

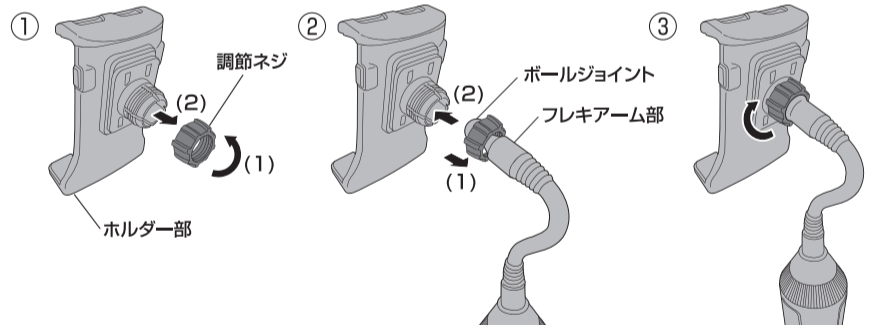
取り付けに関するご注意

- 必ず車を安全な場所に停車してから、本製品の取り付けを行ってください。
- 運転操作の妨げやエアバッグ作動時に影響がないように取り付けてください。  
※ウィンカーレバーやシフトノブ、スイッチ類の操作に影響がないかご確認ください。
- 両手でフレキアームのホルダー側根本と取り付けスタンド側根本をしっかりと持ちながら本製品の角度を調節してください。ホルダー部が取り付けスタンドの真上にあると重心がとれ、バランスが良いです。



「ホルダー部」と「フレキアーム部」の組み立て

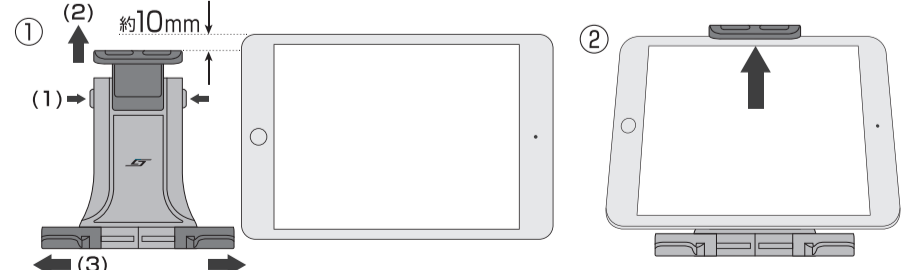
- ①ホルダー部背面の調節ネジを反時計回りに回して(1) 取り外します(2)
  - ②調節ネジをフレキアーム部にはめ(1)
  - ③調節ネジを裏から見て、時計回りに回して固定します。
- ※走行中に調節ネジが緩くなることがありますので、ご使用前に増し締めを行ってください。



スマートフォン・タブレットの取り付け方法

- 
- ボタンを押したまま上アームを引くとスライドアームを引き出すことができます。
  - ボタンを押さずにさらに引くと上アームだけを引き出すことができます。
  - 下アームはスライドさせて幅の調整ができます。

- ①ボタンを押しながら(1)、スライドアームをスライドさせ(2)、ホルダー部全体が機器のサイズより10mmほど小さくなるように調整してください。次に下アームをスライドさせて機器の幅に合わせてください(3)
- ②機器を上アームに引っ掛け押し広げ、下アームに置いてホールドしてください。



取り付け位置について

本書及び本製品のパッケージ記載の取扱い説明に従わない場合など、誤ったご使用での事故、故障、破損などにつきましては、当社では一切その責任は負いかねます。

国土交通省の定める「道路運送車両の保安基準」の改正(平成17年1月1日)に伴い、下記の範囲内の前方視界を確保することが義務付けられています。  
本製品(およびスマートフォン・タブレット類)を取り付ける際は、下図を参考に、運転者の前方視界を妨げないように取り付けてください。

前方視界基準(抜粋)

※2019年1月調べ

1.対象車種

- 専ら乗用の用に供する自動車(乗車定員11人以上のものを除く。)
- 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車(いずれも使用過程車を含む。)

2.適用時期:平成17年1月1日より

3.基準概要

(1)要件

- 自動車の前方2mにある高さ1m、直径0.3mの円柱(6歳児を模したものを鏡等を用いず直接視認できること。

(2)適用除外

- Aピラー(窓枠のうち車両最前にあるもの)ワイパー及びステアリングホイールにより死角となる部分。

※いずれの基準も左ハンドルの場合には左右逆となります。

